

平成31年度
市立大津市民病院歯科医師臨床研修プログラム

単独型臨床研修施設

地方独立行政法人市立大津市民病院

目次

1	プログラムの名称及び定員	1
2	研修プログラムの特色	1
3	臨床研修の目標	1
4	プログラム責任者	7
5	研修期間	7
6	研修指導医の指導体制	7
7	教育に関する主な行事	7
8	臨床研修の中断及び再開	8
9	臨床研修修了の認定	8
10	臨床研修の未修了	8
11	研修歯科医の処遇	8
12	研修歯科医募集及び選考方法について	9

1 プログラムの名称及び定員

プログラムの名称	定員
市立大津市民病院歯科医師臨床研修プログラム	1

単独型臨床研修施設：地方独立行政法人市立大津市民病院

2 研修プログラムの特色

患者の口腔保健上の問題解決に必要な知識、技能及び態度の修得を培うとともに、研修終了後自らの診療能力を開発できる基礎をつくることができる。

3 臨床研修の目標

厚生労働省の「歯科医師臨床研修の目標」に基づき、患者中心の全人的医療を理解し、すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力（態度、技能及び知識）を身に付けること。

また、患者の立場に立った診療ができること、歯科医師としての人格を涵養すること、社会人としても尊敬される歯科医師となること、保健・福祉・医療を総合的に統合できる歯科医師になることを目標とする。

具体的目標として

- 1 歯科医師として好ましい態度・習慣を身に付け、患者及び家族とのよりよい人間関係を確立する。
- 2 全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。
- 3 歯科疾患と障害の予防及び治療における基本的技能を身に付ける。
- 4 一般的によく遭遇する応急処置と、頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
- 5 歯科診療時の全身的偶発事故に適切に対応する。
- 6 自ら行った処置の経過を観察、評価し、診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身に付ける。
- 7 専門的知識や高度先進的歯科医療に目を向け、生涯研修の意欲への動機付けをする。
- 8 歯科医師の社会的役割を認識し、実践する。

以上の目標を実施するため3期に分け研修を行う。

第1期（3ヶ月）：	研修オリエンテーション後、卒前に習得した事項を基本として歯科医師臨床研修責任者に従い、見学、介助及び歯科医師臨床研修責任者の診療の一部を代診する。
第2期（3ヶ月）：	歯科医師臨床研修責任者のもと、歯科外来患者を担当し、診査、診断及び治療を行う。歯科入院患者の手術の介助なども行う。
第3期（6ヶ月）：	第2期に引き続き歯科医師臨床研修責任者のもと、本人の習熟度をみて、口腔外科小手術執刀、入院患者の処置を行う。

① 基本習熟コース

【一般目標】

個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

(1) 医療面接

【一般目標】

患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。

【行動目標】

- (1) コミュニケーションスキルを実践する。
- (2) 病歴（主訴、現病歴、既往歴及び家族歴）聴取を的確に行う。
- (3) 病歴を正確に記録する。
- (4) 患者の心理・社会的背景に配慮する。
- (5) 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。
- (6) 患者の自己決定を尊重する。（インフォームドコンセントの構築）
- (7) 患者のプライバシーを守る。
- (8) 患者の心身におけるQOL (Quality Of Life)に配慮する。
- (9) 患者教育と治療への動機付けを行う。

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
医療面接 【行動目標】					
(1) コミュニケーションスキルを実践する。	患者の医療面接を行い、聴取した内容を病歴に記載する。	5 症例	指導歯科医・上級歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、医療面接	行動目標(1)～(9)が不足なく含まれるものを1症例とする。	5 症例以上経験していることが必要。
(2) 病歴（主訴、現病歴、既往歴及び家族歴）聴取を的確に行う。					

(3) 病歴を正確に記録する。			を行う。(患者配当型)		
(4) 患者の心理・社会的背景に配慮する。					
(5) 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。					
(6) 患者の自己決定を尊重する。(インフォームドコンセントの構築)					
(7) 患者のプライバシーを守る。					
(8) 患者の心身におけるQOL (Quality Of Life) に配慮する。					
(9) 患者教育と治療への動機付けを行う。					

(2) 総合診療計画

【一般目標】

効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

【行動目標】

- (1) 適切で十分な医療情報を収集する。
- (2) 基本的な診察・検査を実践する。
- (3) 基本的な診察・検査の所見を判断する。
- (4) 得られた情報から診断する。
- (5) 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。
- (6) 十分な説明による患者の自己決定を確認する。
- (7) 一口腔単位の治療計画を作成する。

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
総合診療計画 【行動目標】					

(1) 適切で十分な医療情報を収集する。	医療面接で聴取した内容を基に、患者の診察を行い、医療情報を収集する。収集した医療情報を基に診断及び治療計画を行い、患者に説明する。	5 症例	指導歯科医・上級歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、患者の総合診療計画を行う。(患者配当型)	行動目標(1)～(7)が不足なく含まれるものを1症例とする。	5 症例以上経験していることが必要。
(2) 基本的な診察・検査を実践する。					
(3) 基本的な診察・検査の所見を判断する。					
(4) 得られた情報から診断する。					
(5) 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。					
(6) 十分な説明による患者の自己決定を確認する。					
(7) 一口腔単位の治療計画を作成する。					

(3) 予防・治療基本技術

【一般目標】

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

【行動目標】

- (1) 基本的な予防法の手技を実施する。
- (2) 基本的な治療法の手技を実施する。
- (3) 医療記録を適切に作成する。
- (4) 医療記録を適切に管理する。

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
予防・治療基本技術 【行動目標】					
(1) 基本的な予防法の手技を実施する。	行った予防法、治療内容を医療記録として記載する。(基本的	3 症例	指導歯科医・上級歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科	行動目標(1)、(3)～(4)が不足なく含まれるものを1症例とする。	3 症例以上経験していることが必要。

(2) 基本的な治療法の手技を実施する。	な予防法：TBI、基本的な治療：(5)高頻度治療に準ずる)		医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、予防、治療を行い、医療記録として記載する。(患者配当型)	治療の流れを連続して経験した場合を1症例とする。	
(3) 医療記録を適切に作成する。					
(4) 医療記録を適切に管理する。					

(4) 応急処置

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- (1) 疼痛に対する基本的な治療を実践する。
- (2) 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。
- (3) 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
応急処置 【行動目標】					
(1) 疼痛に対する基本的な治療を実践する。	1) 疼痛の評価 2) 原因の検索 3) 除痛法の選択	5 症例	指導歯科医・上級歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、処置を行う。(患者配当型)	治療の流れを連続して経験した場合を1症例とする。	5 症例以上経験していることが必要。 ただし、行動目標(1)～(3)までごとに1症例以上経験していることが必要。
(2) 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。	1) 軟組織損傷の措置 2) 歯の損傷の措置 3) 顎骨骨折の診査・診断				
(3) 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。	1) 脱離した修復物・補綴物の再装着 2) 不適合義歯、破損義歯の調整、修理				

(5) 高頻度治療

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- (1) 齲蝕の基本的な治療を実践する。
- (2) 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。
- (3) 歯周疾患の基本的な治療を実践する。
- (4) 抜歯の基本的な処置を実践する。
- (5) 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
高頻度治療 【行動目標】					
(1) 齲蝕の基本的な治療を実践する。	1) 齲蝕処置 2) 歯髄保護処置 3) レジン修復 4) インレー修復	1) 2 症例 2) 2 症例 3) 2 症例 4) 2 症例	指導歯科医・上級歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、治療を行う。(患者配当型)	治療の流れを連続して経験した場合を1症例とする。(全ての流れを経験することが望ましい。) (例) 問診→インレー形成→インレー装着	目標達成の基準として合計30症例以上経験していることが必要。ただし、行動目標(1)～(5)までごとに2症例以上を経験していることが必要。
(2) 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。	1) 齲蝕処置 2) 抜髄処置 3) 感染根管処置 4) 消炎拡大処置	1) 2 症例 2) 2 症例 3) 2 症例 4) 2 症例		治療の流れを連続して経験した場合を1症例とする。(全ての流れを経験することが望ましい。) (例) 問診→局所麻酔→抜髄処置→根管充填	
(3) 歯周疾患の基本的な治療を実践する。	1) 歯科保健指導 2) 歯周病検査 3) スケーリング・ルートプレーニング 4) 機械的歯面清掃処置 5) 歯周外科治療の補助 6) 咬合調整 7) 暫間固定	1) 3 症例 2) 3 症例 3) 3 症例 4) 3 症例 5) 2 症例 6) 2 症例 7) 2 症例	指導歯科医・上級歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、治療を行う。(患者配当型)	治療の流れを連続して経験した場合を1症例とする。(全ての流れを経験することが望ましい。) (例) 問診→歯周病検査→スケーリング・ルートプレーニング→	目標達成の基準として合計30症例以上経験していることが必要。ただし、行動目標(1)～(5)までごとに2例以上を経験していることが必要。

				経過	
(4) 抜歯の基本的な処置を 実践する。	1) 乳歯抜歯 2) 永久歯の抜 歯 3) 難抜歯 4) 埋伏歯抜歯 5) 入院患者の 主治医補佐	1) 1 症例 2) 5 症例 3) 1 症例 4) 1 症例 5) 2 症例		治療の流れを 連続して経験 した場合を1 症例とする。 (全ての流れ を経験するこ とが望まし い。) (例) 問診→ 局所麻酔→抜 歯→消毒、経 過	
(5) 咬合・咀嚼 障害の基本的 な治療を実践 する。	1) 歯冠補綴治 療 2) 欠損補綴治 療(ブリッジ) 3) 部分床義歯 治療 4) 全部床義歯 治療 5) 歯科インプ ラント治療の 補助	1) 2 症例 2) 1 症例 3) 2 症例 4) 1 症例 5) 2 症例		治療の流れを 連続して経験 した場合を1 症例とする。 (全ての流れ を経験するこ とが望まし い。) (例) 歯冠形 成→印象採得 →咬合採得→ 歯冠補綴物装 置→経過	

(6) 医療管理・地域医療

【一般目標】

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

【行動目標】

- (1) 保険診療を実践する。
- (2) チーム医療を実践する。
- (3) 地域医療に参画する。

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の 指導体制	症例数の数え 方	修了判定の評 価基準
医療管理・地 域医療 【行動目標】					
(1) 保険診療 を実践する。	保険診療関連 資料を基に保 険診療を実施 する。	1 症例	指導歯科医・ 上級歯科医が 研修歯科医に 患者を配当 し、研修歯科 医は指導歯科 医・上級歯科	治療の流れを 連続して経験 した場合を1 症例とする。	1 症例以上
(2) チーム医 療を実践す る。	病棟カンファ レンス、他職 種カンファレ	5 症例			5 症例以上

	ンス、NST への参加		医の指導の 下、医療管 理・地域医療 を行う。		
(3) 地域医療 に参画する。	地域医療講演 会への参加	1回			参加の確認

「基本習得コース」

【一般目標】

生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技能を習得する態度を養う。

(1) 救急処置

【一般目標】

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- (1) バイタルサインを観察し、異常を評価する。
- (2) 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。
- (3) 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。
- (4) 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。
- (5) 一次救命処置を実践する。
- (6) 二次救命処置の対処法を説明する。

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の 指導体制	症例数の数え 方	修了判定の評 価基準
救急処置 【行動目標】					
(1) バイタル サインを観察 し、異常を評 価する。	有病者あるい は入院患者の バイタルサイ ンを観察し、 異常を評価す る。	10症例	研修歯科医は 指導歯科医・ 上級歯科医の 指導の下、実 施する。	行動目標(1) ～(4)までご とに経験した 場合を1症例 とする。	10症例以上 経験している ことが必要。 ただし、行動 目標(1)～(4) までごとに1 症例以上経験 していること が必要。
(2) 服用薬剤 の歯科診療に 関連する副作 用を説明す る。	有病者あるい は入院患者の 服用薬剤を把 握し、歯科診 療に関連する 副作用を説明 する。				
(3) 全身疾患 の歯科診療上 のリスクを説 明する。	有病者あるい は入院患者の 全身疾患の歯 科医療上のリ				

	スクを説明する。				
(4) 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。	有病者あるいは入院患者の歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。				
(5) 一次救命処置を実践する。	I C L S 研修への参加	1 回	指導歯科医・上級歯科医は研修歯科医の I C L S 研修への参加を義務付ける。		I C L S 研修修了受講証(写)
(6) 二次救命処置の対処法を説明する。					

(2) 医療安全・感染予防

【一般目標】

円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- (1) 医療安全対策を説明する。
- (2) 医療事故及びヒヤリ・ハットを説明する。
- (3) 医療過誤について説明する。
- (4) 院内感染対策 (Standard Precautions を含む。) を説明する。
- (5) 院内感染対策を実践する。

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
医療安全・感染予防 【行動目標】					
(1) 医療安全対策を説明する。	院内における医療安全管理対策委員会、感染対策委員会の主催する研修会への参加。	2 回	指導歯科医・上級歯科医は研修歯科医の各研修会への参加を義務付ける。		参加の確認
(2) 医療事故及びヒヤリ・ハットを説明する。					
(3) 医療過誤について説明する。					
(4) 院内感染対策 (Standard Precautions を含む。) を説明する。					

(5) 院内感染対策を実践する。	歯科治療における院内感染対策を実施する。				
------------------	----------------------	--	--	--	--

(3) 経過評価管理

【一般目標】

自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- (1) リコールシステムの重要性を説明する。
- (2) 治療の結果を評価する。
- (3) 予後を推測する。

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
経過評価管理 【行動目標】					
(1) リコールシステムの重要性を説明する。	患者にリコールの必要性を説明し、行った治療の評価を行う。予測される予後患者に説明する。	2 症例	指導歯科医・上級歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、診療を行う。(患者配当型)	行動目標(1)～(3)までの流れを連続して経験した場合を1症例とする。	2 症例以上を経験していることが必要。
(2) 治療の結果を評価する。					
(3) 予後を推測する。					

(4) 予防・治療技術

【一般目標】

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

【行動目標】

- (1) 専門的な分野の情報を収集する。
- (2) 専門的な分野を体験する。
- (3) POS (Problem Oriented System) に基づいた医療を説明する。
- (4) EBM (Evidence Based Medicine) に基づいた医療を説明する。

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
予防・治療技術 【行動目標】					

(1) 専門的な分野の情報を収集する。	1) 周術期口腔機能管理 2) 入院患者の医療情報を収集し、それに基づいた治療計画を立案、必要な治療を行う。	5 症例	指導歯科医・上級歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、診療を行う。(患者配当型)		5 症例以上経験していることが必要。
(2) 専門的な分野を体験する。					
(3) P O S (Problem Oriented System) に基づいた医療を説明する。	SOAP に則った診療記録を作成する。				
(4) E B M (Evidence Based Medicine) に基づいた医療を説明する。	E B M に基づいた医療の必要性を説明する。	1 症例			1 症例以上経験していることが必要。

(5) 医療管理

【一般目標】

適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

【行動目標】

- (1) 歯科医療機関の経営管理を説明する。
- (2) 常に、必要に応じた医療情報の収集を行う。
- (3) 適切な放射線管理を実践する。
- (4) 医療廃棄物を適切に処理する。

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
医療管理 【行動目標】					
(1) 歯科医療機関の経営管理を説明する。	病院内・歯科医師会主催・学会主催の医療管理関連セミナーへの参加、文献検索、レポート作成、グループ討論	1 症例	研修歯科医を担当する指導歯科医がレポート作成の際にサポート等を行う。		レポートは指導歯科医が評価を行い、目標達成基準として評価が80点以上のレポートを2症例以上提出することが必要。
(2) 常に、必要に応じた医療情報の収集を行う。		1 症例			
(3) 適切な放射線管理を実践する。		1 症例			
(4) 医療廃棄		1 症例			

物を適切に処理する。					
------------	--	--	--	--	--

(6) 地域医療

【一般目標】

歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- (1) 地域歯科保健活動を説明する。
- (2) 歯科訪問診療を説明する。
- (3) 歯科訪問診療を体験する。
- (4) 医療連携を説明する。

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
地域医療 【行動目標】					
(1) 地域歯科保健活動を説明する。	地域医療講演会への参加	1回			参加の確認
(2) 歯科訪問診療を説明する。	地域医療講演会への参加。	1回			参加の確認
(3) 歯科訪問診療を体験する。	—	—			
(4) 医療連携を説明する。	必要な患者に歯科訪問治療の説明と紹介を行う。	1回			

4 プログラム責任者

歯科口腔外科診療部長 松本 忠士

5 研修期間

1年間（4月～翌年3月）

6 研修指導医の指導体制

研修指導医が、研修の指導・評価を行う。指導医と研修医のマン・ツー・マン指導を基本にする。

7 教育に関する主な行事

- ・オリエンテーション（4月 新規採用時）：研修にあたって必要な教育を行う。医療倫理、診療の基本、事務部門、看護部門及びコ・メディカル部門など包括的な病院業務を研修する。
- ・リフレッシュ研修（9月 宿泊研修（1泊2日））：臨床研修センターとの意見交換など
- ・ICLS研修
- ・院内研修への参加：セミナー、講演会など

8 臨床研修の中断及び再開

研修医が何らかの理由で臨床研修を継続することが困難である場合、研修管理委員会は院長に当該研修医の研修中断を勧告する。勧告を受け、院長が当該研修医の臨床研修の中断を決定し、すみやかに臨床研修中断証を交付する。

研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修施設に、臨床研修中断証を添えて臨床研修の再開を申込むことができる。

9 臨床研修修了の認定

各研修医から申告される自己評価及び指導医による評価のそれぞれの結果に基づき、研修管理委員会において歯科医師臨床研修の修了を認定し、その結果を院長に報告する。

なお、修了者には「臨床研修修了証」を交付する。

10 臨床研修の未修了

研修管理委員会において、研修医が臨床研修の修了に修了基準を満たしていない等の理由により、修了が認められない場合、院長は当該研修医に対して、理由を付して、その旨を文書で通知する。

当該研修医は、臨床研修の修了基準を満たすための履修計画に基づき、引き続き同一プログラムで研修を継続する。

11 研修歯科医の処遇

身分	研修医（地方独立行政法人市立大津市民病院嘱託職員・常勤）
雇用契約	年度毎に契約を更新
勤務時間	原則として午前8時30分から午後5時15分まで（週38時間45分）
時間外勤務	業務上必要がある場合には命ずることがある（時間外手当あり）
当直	なし
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
休暇	年次有給休暇 年20日（4月1日から翌年3月31日まで） その他の休暇については別に定めるところによる
服務	地方独立行政法人市立大津市民病院嘱託職員就業規則及び病院で別に定めるところによる
給与	月額報酬 315,700円 通勤手当、期末手当、時間外手当等の支給基準は別に定めるところによる
研修活動	学会等への参加可能 演者の場合（年1回に限り）：10万円を限度に旅費、参加費（1万円上限）を補助
福利厚生	各種社会保険に加入（健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険）
健康管理	定期健康診断実施、電離放射線健康診断実施、 小児感染症等抗体価検査・ワクチン接種実施
医師賠償責任保険	適用あり
宿舎	なし
その他	院内に研修医室、仮眠室、ロッカー、個人用デスク、更衣室、 院内保育所、食堂、コンビニエンスストア、理容室、コインランドリー、自販機等あり

12 研修歯科医募集及び選考方法について

応募資格	： 歯科医師国家試験合格予定者
募集人員	： 1名
研修開始日	： 4月1日
出願期間	： 7月1日～7月31日
出願書類	： ① 臨床研修申込書（当院所定の様式） ② 履歴書（当院所定の様式） ③ 面接カード（当院所定の様式） ④ 成績証明書
選考方法	： 上記書類と面接による。
採否	： 歯科医師臨床研修マッチングプログラムによる
願書提出先	： 〒520-0804

大津市本宮二丁目 9 - 9
地方独立行政法人市立大津市民病院 総務課
TEL 077-526-8516